

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仰光会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

(報酬及び費用弁償)

第3条 役員等の報酬は、役員等全員の報酬等総額 250 万円の範囲内で、役員等報酬支給基準(別表1)に基づき、算定した額を報酬として支給することができる。別途賞与の支給は行わない。

- 2 役員等が、理事会、評議員会、監査会及び所轄庁の指導監査へ出席した時は、別表2に従って算定した額を費用弁償として支給することができる。
- 3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払は、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等については、毎月20日締とし、当月25日(当日が土曜、日曜、祝日の場合はその翌日)に指定金融機関の口座に振込む方法により支払う。
 - (2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会、評議員会、監査会及び所轄庁の指導監査へ出席した時の交通費は、実費を現金で支払う。(40円/km)

- 2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(改廃)

第6条 この規程を改正又は廃止する必要が生じた場合は、理事会の承認後、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 7 月1日から施行する。

別表1 報酬

名 称	報酬(円)	備 考
非常務理事長報酬(月額)	175,000	報酬は、源泉所得税を控除した額を支払う。
非常勤理事・監事報酬	無	
評議員報酬	無	

別表2 費用弁償

会議の種類	支払対象者	費用弁償(円)	備 考
理事会、評議員会	理事・監事・評議員	4,000	会議が1日複数回あった場合においても1回分の支給とする。役員である職員には支給しない。交通費は別途支給する。(40 円/km)
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員	2,000	
出納調査・決算監査	監事	4,000	
指導監査立会	監事	4,000	